

公益財団法人日本ソフトボール協会組織規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本ソフトボール協会（以下「この法人」という。）定款（以下「定款」という。）第34条第1号、定款第38条、理事会運営規程第15条第1号⑧に基づき、この法人の中長期計画実現を目的とする業務執行態勢の確立のため、組織の設置および管理に関して、公益財団法人日本ソフトボール協会専門委員会規程を改正し、公益財団法人日本ソフトボール協会組織規程（以下、「この規程」という。）を定める。

2 この法人は、スポーツ庁によるスポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>（以下「ガバナンスコード」という。）を踏まえ、この法人のガバナンス向上のための組織運営を実現させるため、次条以下のとおり、業務執行体制の確立を図るものとする。

(組織の区分)

第2条 この法人の組織の区分は、次のとおりとする。

(1) この法人の業務執行役員（代表理事を含む。以下同様とする。）により、理事会の決議により、業務を執行するために担当分野別の「本部」を置く。

(2) この法人の業務遂行のために、理事会の決議により、所管事項を処理（事業に関する活動、調査及び研究をいう。以下同様とする。）するために「専門委員会」を置く。なお、専門委員会には、法人としての特定の業務事項（PDCA マネジメントサイクルの確立、リスク管理、コンプライアンス教育・違反事案対応など）に当たる特別委員会を含むものとする。

(3) 専門委員会の所管事項の処理に当たり、必要に応じて、理事会の決議により、専門委員会の下に「部会」を置くことができる。部会は、この規程において、専門委員会に準じる。

(4) この法人には、各委員会の機能を一部切り離すことを含め、一貫して特定の事業目的を達成するため、又は、各委員会横断の事業に対して連絡調整を図ることにより特定の事業目的を達成するため、理事会の決議により、業務遂行のためのプロジェクトチームを置くことができる。

(具体的な組織の設置と見直し)

第3条 前条において、理事会決議により設置されたそれぞれの組織について、理事会は、この法人の業務達成状況等に対応して、適宜業務目的達成のため不断に見直し、必要があれば、理事会の決議により、新設・変更・廃止する努力を怠ってはならない。

(組織の組成)

第4条 理事会は、それぞれの組織を設置・変更する場合には、それぞれの組織の目的、果たすべき目標、業務・所管事項、構成など必要な事項を含むこの法人の組織図を決議しなければならない。組織図には、それぞれの本部と担当分野に関する専門委員会（部会を含み、

特別委員会・プロジェクトチームを除く。)の係関係を示しなければならぬ。また、組織図の公表に当たっては、それぞれの組織の目的、果たすべき目標、業務・所管事項、構成など必要な事項の内、業務・所管事項の概要のみを公表することとする。

(本部の役割)

第5条 第7条に定めるそれぞれの本部の本部長は、責任者として、副本部長とともに、前条の理事会決議内容に基づき、この法人の中長期計画を含む業務目的達成に向けて担当分野の業務執行計画を作成し、係専門委員会の所管事項の処理により当該業務執行計画が完遂できるよう、専門委員会の活動へ指導・助言し、会議へ参加し、専門委員会及びその委員の活動状況・進捗を把握・管理・指導・助言し、係専門委員会の活動のPDCAサイクルを推進する責任を持つものとする。

(本部と専門委員会の関係)

第6条 それぞれの本部は、その担当分野に関して係する専門委員会の会議決定事項・その処理状況報告を受領し、内容を確認し、不足等があれば、専門委員会に補充を求め、補充を受けたうえで、可能な直近の常務理事会に報告する(決議を必要とする場合は、理事会とする)。常務理事会の討議(理事会では討議と決議)を受けて、本部は、係専門委員会に対し、業務目的達成に向けた指導を行い、専門委員会は、指導に沿って自らの会議決定事項の処理に当たる。なお、報告を受けた常務理事会は、公益財団法人日本ソフトボール協会常務理事会規程第7条第3項により、理事会に報告する(既に理事会に報告済みの事項を除く)。理事会の決議を必要とする場合を除いて、専門委員会において自らの会議決定事項の処理について緊急を要すると判断したときは、係本部に報告のうえ、常務理事会の討議を経ずに、業務目的達成に向けた本部の指導により、処理に当たることができる。なお、事後、係本部は、速やかに常務理事会に報告しなければならない。

2 専門委員会の所管事項の処理状況(会議決定事項を含む。)については、必ず書面により係する本部を通じて理事会に報告しなければならない。

3 専門委員会は、理事会により付託された事項を超えて、活動することはできない。

(本部の標準的構成)

第7条 それぞれの本部には、本部長1名及び副本部長若干名を置く。本部長・副本部長は、業務執行理事とし、会長の推薦により、理事会が任命する。本部長及び副本部長は、他の本部の本部長又は副本部長を兼任することは、できない。

2 本部長及び副本部長は、係専門委員会の委員長又は副委員長を兼任することができる。ただし、第9条の規定により、当該委員会以外の委員会の委員長、副委員長、委員を兼任することはできない。

3 それぞれの本部には、担当理事若干名を置く。担当理事は、非業務執行理事とし、会長

の推薦により、理事会が任命する。担当理事は、業務執行理事の業務執行状況を把握し、業務執行理事が連係専門委員会の会議等へ参加できない場合には、業務執行理事に代わって参加し、本部と連係専門委員会との連係を確保するとともに、業務執行理事の業務執行状況を把握する。担当理事は、他の本部の担当理事を兼任することができるが、兼任本部は、合計2本部までとする。

(専門委員会の標準的構成)

第8条 それぞれの専門委員会には、委員長(部会長を含む。)1名、副委員長(副部会長を含む。)若干名及び委員若干名を置く。

委員長及び副委員長は、業務執行理事、非業務執行理事(事業に関する調査、研究を行う委員会又は対外的業務の決定を行わないアスリート委員会等の委員会に限る。)、競技者、当該専門委員会の所管事項に関する専門家(監事、ソフトボール他競技実績者、学識経験者、評議員経験者、理事経験者、監事経験者、事務局経験者、加盟団体における役員経験者・実務経験者)、所管事項に関わらない学識経験者、競技実績者、審判・指導・ルール等に関する経験者、これらに準じる者から、ガバナンスコードを反映した会長の推薦により、理事会が任命する。

2 委員は、委員長が推薦した委員及び各委員会の特性により各地区から1名推薦された委員を会長の推薦により、理事会が任命する。なお、理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、この法人の運営に必要となる知見を高める機会を設ける努力を図ること、及び、ガバナンスコードを反映した人材を各種委員会等に配置しなければならない。

3 第2条に定める特別委員会の委員長・副委員長・委員選出基準には、前2項の規定(前項なお書きを除く。)を適用せず、特別委員会の特性により、特にガバナンスコードを反映した会長の推薦により、理事会が任命する。

4 委員長は、専門委員会の会議の議長となり、会務を総括し、連係本部の指導及び会議決定事項に基づき、委員会全体の総力をもって、所管事項の実施・活動にあたる。

5 委員長は、委員に委員会会議の議事録及び活動記録を作成させ委員会において保管するとともに委員が改選されたときは次期委員に引き継がなければならない。

(委員の兼務制限)

第9条 委員長、副委員長及び委員は、他の専門委員会の委員長、副委員長及び委員を兼務してはならない。ただし、プロジェクトチーム及び部会が所属する専門委員会については、このかぎりでない。

(委員の任期)

第10条 専門委員会の委員(部会員を含む。)の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。なお、任

期の満了前に退任した委員の後任として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(報酬等)

第 11 条 委員は、無報酬とする。ただし、その職務を遂行するために必要に応じて支出する旅費等の費用（WEB 会議等のための機器及び通信にかかる費用を含まない。）を支払うことができる。

(役員の特権)

第 12 条 会長、副会長、専務理事、常務理事、連係本部の本部長及び事務局長は、各委員会の会議に出席し意見を述べることができる。

(職務の代行)

第 13 条 本部長、委員長、部会長、プロジェクトリーダーに事故あるときは、それぞれ副本部長、副委員長、副部会長、サブリーダーがその職務を代行する。

(定年制)

第 14 条 委員は、委員就任時その年齢が 75 歳未満でなければならない。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 9 日から施行する。